

考えられる刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について

平成15年10月28日

裁判員制度・刑事検討会

座長 井上正仁

(注) 以下は、これまでの本検討会での議論及びその素材となった「たたき台」を踏まえ、座長の立場から、現段階において考えられる制度の概要の一例を取りまとめたものであり、本検討会をはじめ各方面において議論をさらに深めていただくための素材を提供するという趣旨でお示しするものである。

第1 第1回公判期日前の新たな準備手続

1 準備手続の目的等

(1) 準備手続の決定

裁判所は、必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第1回公判期日前、準備手続をすることができるものとする。

(2) 準備手続の目的

ア 裁判所は、公判の審理を**充実させるとともに**、迅速かつ継続的に行うことができるよう、準備手続において、事件の争点及び証拠を整理するものとする。

イ 訴訟関係人は、アの目的を達するため、進んで協力しなければならないものとする。

(3) 裁判員制度対象事件における必要的準備手続

裁判員制度対象事件においては、第1回公判期日前の準備手続を必要的に行わなければならないものとする。

(4) 準備手続の主宰者

第1回公判期日前の準備手続は、受訴裁判所が主宰するものとする。
裁判員制度対象事件においては、受訴裁判所を構成する裁判官が準備手続に関する権限を有するものとする。

2 準備手続の方法等

(1) 準備手続の方法

ア 準備手続は、訴訟関係人が出頭した上で行い、又は訴訟関係人に書面を差し出させて行うことができるものとする。

イ 裁判所は、訴訟関係人に対し、主張、証拠調べ請求及び相手方の証拠調べ請求に対する意見について釈明を求めることができるものとする。

裁判所は、被告人に対し、弁護人による主張、証拠調べ請求及び相手方の証拠調べ請求に対する意見について確認を求めることができるものとする。

ウ 裁判所は、訴訟関係人が準備手続に提出する書面の提出期限を定めることができるものとする。

エ 裁判所は、弁護人が準備手続に提出する書面に被告人の連署を求めることができるものとする。

(2) 準備手続の出席者

ア 関係人出頭の上での準備手続には、検察官及び弁護人が出席するものとする。

被告人は、関係人出頭の上での準備手続に出席することができるものとする。

イ 裁判所は、必要と認めるときは、準備手続に被告人の出席を求めることができるものとする。

(3) 準備手続の内容

準備手続においては、特に次のことを行うものとする。

ア 訴因又は罰条を明確にすること

イ 争点の整理

- ウ 証拠開示に関する裁定
- エ 証拠調べの請求をさせること
- オ 立証趣旨、尋問事項等を明らかにさせること
- カ 証拠調べ請求に対する意見の聴取
- キ 専ら証拠能力の判断のための事実の取調べ
- ク 証拠調べ決定又は証拠調べ請求の却下
- ケ 証拠調べの順序及び方法の決定
- コ 公判期日の指定その他審理計画の策定

(4) 準備手続結果の顕出

準備手続の経過及び結果は、公判期日において、調書及び当事者の提出した書面の朗読又はその要旨の告知により、これを明らかにするものとする。

(5) 準備手続の充実

準備手続は、争点中心の円滑で充実した審理が行われるよう、十分な準備が行われるようにするとともに、できる限り早期に終結させるように努めなければならないものとする。

3 検察官による事件に関する主張と証拠の提示

(1) 検察官主張事実の提示

ア 裁判所は、第1回公判期日前の準備手続をする旨の決定をしたときには、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、検察官が証拠により証明しようとする事実（検察官主張事実）を記載した書面（検察官主張事実陳述書）の提出及び被告人又は弁護人に対する証拠開示の期限を定めるものとする。

イ 検察官は、アにより裁判所の定めた期限内に、裁判所及び被告人又は弁護人に対し、検察官主張事実陳述書を送付しなければならないものとする。

ウ 検察官は、アにより裁判所の定めた期限内に、検察官主張事実の証明

に用いる証拠の取調べを請求しなければならないものとする。

(2) 取調べ請求証拠の開示

ア 検察官は、(1)アにより裁判所が定めた期限内に、検察官主張事実の証明に用いる証拠を被告人又は弁護人に開示しなければならないものとする。

イ アの開示の方法(3)及び5の開示の方法についても同じ。)は、証拠書類及び証拠物については閲覧をする機会を与えること、証人についてはその氏名及び住所を知る機会を与え、その供述調書(検察官において、その証人が公判廷において証言するものとする事実が記載されたものに限る。)の閲覧をする機会を与えることによるものとする。証人の供述調書が存在しない場合又はこれを開示することが相当でないと認める場合には、供述要旨を記載した書面の閲覧をする機会を与えることによるものとする。

弁護人に対しては、謄写の機会も与えるものとする。

(3) 取調べ請求証拠以外の証拠の開示

検察官は、(2)で開示される証拠以外の証拠であって、次のアないしクの種類いずれかに該当するものについて、被告人又は弁護人から、開示を求める証拠の種類及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該種類及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにして、開示の請求があった場合において、開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは、当該証拠を開示しなければならないものとする。

ア 証拠物

イ 鑑定書

ウ 検証調書、実況見分調書その他これに準ずる証拠

エ 写真、ビデオテープ、録音テープ

オ 検察官が証人請求予定の者の供述調書

- カ 検察官主張事実に直接関係する参考人の供述調書
- キ 被告人の供述調書
- ク 身柄拘束中の被疑者の取調べ過程・状況の記録書面

4 被告人側による主張の明示

(1) 主張の明示等

- ア 被告人又は弁護人は、公判廷において、関係する事実の主張その他事件に関する主張をする場合には、3により検察官から検察官主張事実陳述書の送付及び証拠の開示を受けた後、準備手続において、あらかじめこれを明らかにしなければならないものとする。刑事訴訟法第326条の同意をするかどうかなど検察官請求証拠に対する意見についても、同様とするものとする。
- イ 被告人又は弁護人は、取調べを請求する証拠があるときは、準備手続において、その取調べを請求し、かつ、これを開示しなければならないものとする。

(2) 開示の方法

(1)の開示の方法は、証拠書類及び証拠物については閲覧及び謄写をする機会を与えること、証人についてはその氏名及び住所を知る機会を与え、その供述書、供述聴取書又は供述要旨（被告人又は弁護人において、その証人が公判廷において証言するものとする事実が記載されたものに限る。）の閲覧及び謄写をする機会を与えることによるものとする。

5 争点に関連する証拠開示

検察官は、3により開示された証拠以外の証拠であって、4(1)により明らかにされた事件に関する主張に関連するものについて、被告人又は弁護人から、開示を求める証拠の種類及びその範囲並びに当該証拠と被告人又は弁護人の主張との関連性その他被告人の防御の準備のために開示が必要である理由を明らかにして、開示の請求があった場合には、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類及び程度などを考慮して、相当と認めるときに

は、当該証拠を開示しなければならないものとする。

6 更なる争点整理と証拠開示

検察官、被告人又は弁護人に、更なる主張及び開示すべき証拠がある場合には、3ないし5と同様の手続を繰り返すものとする。

7 証拠開示に関する裁定

(1) 開示方法の指定

ア 裁判所は、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類及び程度、開示の必要性その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、検察官、被告人又は弁護人の請求により、3(2)又は4により開示すべき証拠について、特定の開示の時期、方法を指定する決定をすることができるものとする。

イ アの請求に関する決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(2) 開示命令

ア 裁判所は、検察官、被告人又は弁護人が3、4又は5により開示すべき証拠の開示をしていないと認めるときは、相手方の請求により、証拠の開示を命じなければならないものとする。

この場合において、裁判所は、特定の開示の時期、方法を指定することができるものとする。

イ アの請求に関する決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(3) 証拠の提示命令

裁判所は、(1)ア又は(2)アの請求に関して決定をするに当たり、必要があると認めるときは、証拠の提示を求めることができるものとする。

この場合、裁判所は、提示された証拠を相手方に開示しないものとする。

(4) 証拠の標目の提出命令

- ア 裁判所は、(2)アの請求に関して決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官が保管する証拠であって、裁判所の指定する類型及び範囲に該当する証拠の標目を記載した一覧表の提出を命じることができるものとする。
- イ 裁判所は、アにより提出された一覧表を被告人及び弁護人に開示しないものとする。

8 争点の確認等

(1) 争点の確認

裁判所は、準備手続を終結させるに当たり、3、4及び6の手続により明らかとなった争点を確認するものとする。

(2) 準備手続終了後の主張

検察官又は弁護人は、やむを得ない事由によってすることができなかった場合又は証拠調べの結果に照らし相当な理由がある場合を除き、準備手続終了後に、(1)により確認された争点と異なる主張をすることはできないものとする。

(被告人については、準備手続終了後の主張を制限する制度は設けないものとする。)

(3) 準備手続終了後の証拠調べ請求

ア 検察官、被告人又は弁護人は、やむを得ない事由によって請求をすることができなかった場合を除き、準備手続の終了後に新たな証拠の取調べ請求をすることはできないものとする。

イ アは、裁判所が職権で証拠調べをすることを妨げるものではないものとする。

9 開示された証拠の目的外使用の禁止等

(1) 目的外使用の禁止

ア 被告人及び弁護人は、開示された証拠の複製その他その内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面写し又はその内容を当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用してはならないものとする。

イ 裁判所は、被告人又は弁護人が、アの義務に違反したときは、決定で、万円以下の過料に処することができるものとする。
過料の決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

ウ 被告人又は弁護人が、アに反し、開示された証拠の複製その他その内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面写し又はその内容を当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用したときは、年以下の懲役又は万円以下の罰金に処するものとする。

(2) 開示された証拠の管理

開示された証拠の写しは、弁護人が管理するものとし、弁護人は、みだりに他人にその管理をゆだねてはならないものとする。

第2 連日的開廷の確保等

1 連日的開廷の原則の法定

連日的開廷の原則を法律において規定するものとする。

第3 訴訟指揮の実効性確保

1 国選弁護人の選任

裁判長は、弁護人がなければできない準備手続又は弁護人がなければ開廷することのできない公判期日に、弁護人が、出頭しないとき、若しくは出頭しないおそれがあるとき、又は当該準備手続若しくは公判期日に在席しなくなったときは、職権で弁護人を附することができるものとする。

2 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等

(1) 命令の不遵守に対する制裁

ア 裁判所は、出頭命令を受けた訴訟関係人が、正当な理由がなく、公判準備又は公判期日に出頭しないときは、決定で、円以下の過料

に処し、かつ、その不出頭により生じた費用の賠償を命ずることができるものとする。

イ 裁判所は、訴訟関係人が刑事訴訟法第295条による命令（裁判長による尋問又は陳述の制限）に違反したときは、決定で、 円以下の過料に処することができるものとする。

(2) 裁判所による処置請求

ア 裁判所は、(1)による制裁を科したときは、検察官については当該検察官に対して指揮監督の権を有する者に、弁護人については当該弁護士の属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適當の処置を採るべきことを請求しなければならないものとする。

イ アの請求を受けた者は、速やかに適當と認める処置を採り、その採った処置を裁判所に通知しなければならないものとする。

第4 直接主義・口頭主義の実質化

「考えられる裁判員制度の概要について」と題するペーパーの「4 公判手続等」の「(6) 新たな裁判員が加わる場合の措置」及び「(7) 証拠調べ手続等」に記載された諸点と同様の観点から、裁判員制度対象事件以外の事件についても、直接主義・口頭主義の実質化を図るものとする。

第5 即決裁判手続

1 即決裁判手続の申立て

(1) 検察官は、捜査の結果、被疑者が被疑事実を認めており、かつ、事案の性質、公判において取調べを必要とする証拠の内容・量等にかんがみ、当該事件の審理につき、即決裁判手続によることが相当と思料するときは、被疑者に対し、当該手続によることに同意をする~~ついて異議がない~~かどうかを確かめるものとする。弁護人がいるときは、当該弁護人にも同意をする~~か異議がない~~かどうかを確かめるものとする。

(2) 被疑者又は弁護人は、当該手続によることについて同意をする~~異議がない~~ときは、書面でその旨を明らかにしなければならないものとする。弁護

人については、意見を留保するときも、同様とする。

- (3) 検察官は、(1)において、被疑者が同意をし、かつ、及び弁護士が同意をし又は意見を留保したに異議がないときは、公訴の提起と同時に、書面で即決裁判手続の申立てをすることができるものとする。

2 公的弁護人の選任

- (1) 被疑者は、即決裁判手続によることについて同意をするかどうか異議がないことを明らかにしようとする場合において、現に弁護士がなく、かつ、貧困その他の事由により弁護士を選任することができないときは、公的弁護人の選任を請求することができるものとする。
- (2) (1)の場合において、検察官の意見を聴いた上で、相当と認められるときは、公的弁護士が選任されるものとする。

3 即決裁判手続の決定

- (1) 1 (3)の即決裁判手続の申立てがあった場合において、弁護士がいないときは、できる限り速やかに公的弁護士を選任するものとする。
- (2) 検察官は、1 (3)の即決裁判手続の申立てをしたときは、被告人又は弁護士に対し、取調べ請求予定証拠をできる限り速やかに開示するものとする。
- (3) 1 (3)の即決裁判手続の申立て後に弁護士が選任された場合又は弁護士が1 (1)において意見を留保した場合、裁判所は、弁護士に対し、できる限り速やかに即決裁判手続によることに同意をするについて異議がないかどうかを確かめるものとする。弁護士は、当該手続によることに同意をするについて異議がないときは、書面でその旨を明らかにしなければならないものとする。
- (4) 裁判所は、1 (3)の即決裁判手続の申立てがあったときは、当事者の意見を聴き、できる限り速やかに公判期日を開くものとする。ただし、(3)の場合には、同意をする旨1 (3)の即決裁判手続の申立て後に弁護士が選任されたときは、(3)の書面の提出後、できる限り速やかに公判期日を開くものとする。

- (5) 即決裁判手続によって審判する旨の決定をしようとする公判期日及び同手続による審判を行う公判期日は、弁護人がなければ開廷することができないものとする。
- (6) 裁判所は、次のいずれかの場合を除き、公判期日において、即決裁判手続によって審判する旨の決定をするものとする。
- ア 被告人又は弁護人が、公判期日に先立ち、同手続によることについての同意を撤回し~~異議を述べ~~、又は冒頭手続において、有罪である旨の陳述をしなかったとき。
- イ 申立てに係る事件が、即決裁判手続によることができないものであり、又はこれによることが相当でないものであると認めるとき。

4 即決裁判手続による裁判

- (1) 即決裁判手続の決定があった事件の審理は、刑事訴訟法第291条の2(簡易公判手続)の決定があった事件と同様の手続によるものとする。
- (2) 裁判所は、即決裁判手続による審理を行ったときは、原則としてその期日に結審し、即日判決を言い渡すものとする。
- (3) 即決裁判手続においては、罰金刑以下の刑を科する場合を除き、実刑を科することはできないものとする。
- (4) **ア** 即決裁判手続の決定があった後、同手続における判決があるまでに、被告人又は弁護人が、同手続によることについての同意又は有罪である旨の陳述を撤回したときは、裁判所は、その決定を取り消さなければならないものとする。
- イ** **アのほか**、裁判所は、即決裁判手続の決定があった事件が、同手続によることができないものであり、又はこれによることが相当でないものであると認めるときは、その決定を取り消さなければならないものとする。
- (5) 即決裁判手続の決定が**(4)アに当たること又は同手続によることが不当であることを理由に取り消された場合には、既に取り調べられた書証については、刑事訴訟法第326条の同意があるものとみなすものとする。**

5 上訴

4の判決に対しては、再審の請求をすることができる場合に当たる事由があることを理由とする場合を除き、認定された罪となるべき事実誤りがあることを理由として、控訴することはできないものとする。